

割引運賃(手帳ご提示など)について

「身体障害者手帳」「愛の手帳」「戦傷病者手帳」「民営バス乗車割引証」

「心身障害者 民営バス乗車割引証の【介】マーク記載」提示後のバス運賃のご案内

■ 片道運賃 ■

下記「各手帳・割引証」を提示した場合は、片道運賃が半額でご利用頂けます。

■ 定期券運賃 ■

下記「各手帳・割引証」を提示した場合は、定期券運賃が3割引でご利用頂けます。

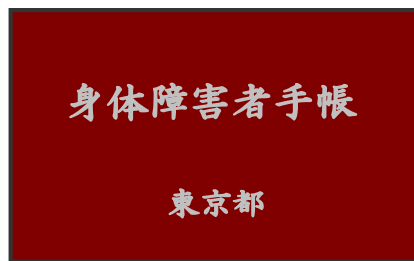
※各手帳・割引証は見本です。各都道府県により色や大きさが異なります。

※片道運賃は、端数切上げです。ご確認の上、ご利用下さい。

▼ ご本人さまの割引について ▼

身体障害者手帳

- ・お客さまご本人さまのみご利用頂けます。
- ・運賃は、普通片道運賃の半額となります。
- ・定期券は、3割引となります。



東京都、埼玉県、各都道府県が発行する「身体障害者手帳」を提示した場合は、片道運賃が半額、定期券運賃は、3割引となります。

愛の手帳 (自治体により名称が異なります)

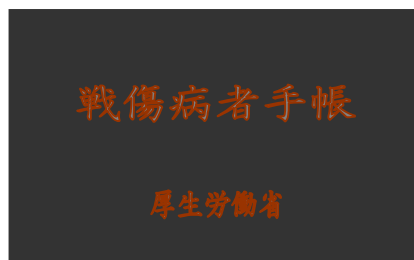
- ・お客さまご本人さまのみご利用頂けます。
- ・運賃は、普通片道運賃の半額となります。
- ・定期券は、3割引となります。



東京都、埼玉県、各都道府県が発行する「愛の手帳・療育手帳」を提示した場合は、片道運賃が半額、定期券運賃は、3割引となります。

戦傷病者手帳

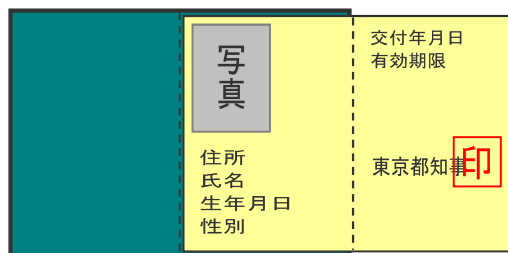
- ・お客さまご本人さまのみご利用頂けます。
- ・運賃は、普通片道運賃の半額となります。
- ・定期券は、3割引となります。



東京都、埼玉県、各都道府県が発行する「戦傷病者手帳」を提示した場合は、片道運賃が半額、定期券運賃は、3割引となります。

写真付き精神障害者手帳

- ・お客さまご本人さまのみご利用頂けます。
- ・運賃は、普通片道運賃の半額となります。
- ・定期券は、3割引となります。



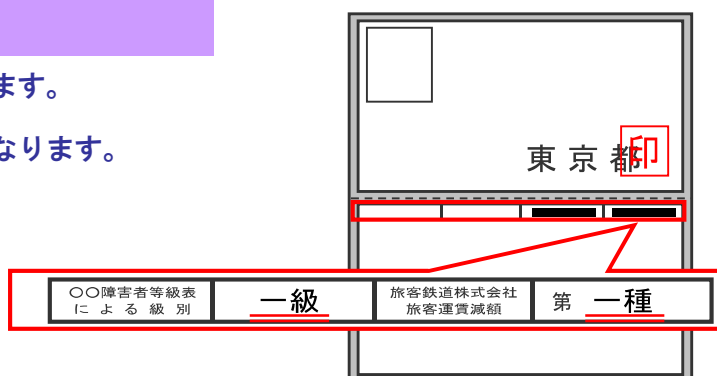
東京都、埼玉県、各都道府県が発行する「写真付き精神障害者手帳」を提示した場合は、片道運賃が半額、定期券運賃は、3割引となります。

- ・（写真が添付されていない手帳では、割引を受けられません。）
- ・（高速バス、深夜急行バスでは、割引は受けられません。）
- ・（コミュニティバスは、各区市町村の取り扱いに準じます。）

▼ 介護人さまの割引について ▼

各手帳の場合

- ・介護人さま1名様にご利用頂けます。
- ・運賃は、普通片道運賃の半額となります。
- ・定期券は、3割引となります。



手帳を開き、等級表・旅客運賃減額欄に「一級・第一種」の記載がある場合。

手帳を開き、等級表・旅客運賃減額欄に「一級・第二種・要介護」の記載がある場合。

介護人さまが、割引定期券をご利用の際は、送り迎えの片道利用（単独利用）ができます。

写真付き精神障害者手帳は、介護が必要という証明を掲示した場合のみ割引となります。

注意事項

※深夜バスに乗車される場合は、手帳等をご提示の上、障害者割引運賃の倍額をお支払い下さい。

例：現金【230円運賃の場合、 $[230円 - (230円 \div 2 = 115円 \rightarrow 120円)] = 120円 \times 2 = 240円$ 】

IC 【227円運賃の場合、 $[227円 - (227円 \div 2 = 113.5円 \rightarrow 114円)] = 114円 \times 2 = 228円$ 】

※「写真付き精神障害者手帳」では、高速バス、深夜急行バスの割引を受けられません。

※適用区間を超えて乗車される場合は、乗り越す区間の運賃をお支払い下さい。

※ご利用の際は、手帳をしっかりと見せ下さい。

※手帳や民営バス乗車割引証の原本をコピーしたものは、ご利用頂けません。